

7 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

(1) 制度改正

ア 改正の趣旨

社会福祉施設職員等退職手当共済法については、昨年6月に成立した介護保険法等の一部を改正する法律により、所要の改正を行い、平成18年4月1日より施行するところである。

今回の改正は、「平成17年度を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険におけるイコールフティングの観点から、助成の在り方を見直す。」との「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）」等を踏まえ、介護保険制度の対象となっている高齢者関係の施設等については公的助成を廃止するとともに、併せて制度の安定化等の観点から給付水準の見直し等の改正を行うものである。

イ 改正内容

(ア) 公的助成の見直し

介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業については、社会福祉法人以外の経営者が多数参入している状況や閣議決定等の指摘を踏まえ、国及び都道府県からの公的助成を廃止した。

その際、経営者の期待利益の保護、掛金の激変緩和の観点から、制度改正時の既加入職員については、退職時まで現在の助成を継続するといった、十分な経過措置を講じた。

なお、児童・障害等の施設・事業については、従来通り公的助成を行う。

※1 養護老人ホーム等については、従来どおり公的助成を行う。

※2 制度改正時の既加入職員については、改正時の勤務場所に関わらず（例 申出施設等）、改正法施行（平成18年4月）後に同一法人の介護施設等に勤務している間は公的助成対象とする。

【参考1：加入、脱退（契約の解除）の見直し】

1 加入

- ・ 特定介護保険施設等については公的助成を廃止し、経営者が新規加入者については3/3の掛金を負担することとなることから、施設・事業ごとの任意加入を可能とする。
- ・ 既加入職員のための継続加入（改正以後の新規採用職員は加入しない）も経過措置として認める。

2 脱退（契約の解除）

- ・ 介護施設等及び申出施設等については、施設・事業所ごとの部分的脱退を可能とする。
- ・ また、介護施設等については、公的助成のない制度改正後の新規加入職員については、その新規加入職員全員について部分的脱退を可能とする。
- ・ いずれの場合にも、退職手当金は支給されず、また、脱退の対象となる職員全員の書面による同意が必要。

【参考2：特定介護保険施設等に係る改正時における手続】

- ・ 制度改正時に加入している施設・事業については、特に手続を必要とせず、引き続き制度に加入。（→既加入職員、改正後の新規採用職員（公的助成なし）とも、被共済職員となる。）
- ・ 制度改正後の新規採用職員について制度に加入せず、既加入職員のみ継続加入させる場合については、改正前にあらかじめ福祉医療機構に届け出る。（届出の期間は、平成17年12月～平成18年3月である。）

【参考3：介護保険制度の対象となる高齢者関係の居宅介護サービスと障害者の居宅介護サービスのどちらも提供する事業所の取扱い】

- ・ 今回の見直しで、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業（特定介護保険施設等）についての公的助成を廃止することとするが、主として障害者関係の事業を行うものについては公的助成を継続して行う。
- ・ このため、両方のサービスを提供する事業所については、
 - ① 2つの事業について、組織的に切り分けられる場合には、各事業毎に適用関係（任意包括加入とするか、公的助成を行うか）を区分することとする。
 - ② 2つの事業について組織的にも1つの業務単位で行っている場合には、両方の業務量の比率（特定社会福祉事業割合）によって、適用関係や公的助成の有無を区分することとする。また、業務量の変動により掛金の負担額が一挙に変動しないことが望ましいため、特定社会福祉事業割合に応じた職員数の分（特定職員数）について公的助成を行うこととする。
なお、特定社会福祉事業割合は、当該事業所の前年度の収入のうち、社会福祉事業に係るものの割合とする。

（イ）給付水準の見直し

現行の国家公務員準拠の給付水準を見直し、掛金負担の増加が見込まれる中で、制度の安定化を図る等の観点から、給付水準について、1割の抑制を行う。

その際、経過措置として、既加入職員については、改正時点での退職金の水準（支給乗率）を確保する。

※ なお、業務上の死亡や傷病による退職の場合の退職手当金については、当面の措置である調整率（10%加算）を廃止する。

(ウ) 被共済職員期間の通算制度の改善

働き方の多様化等現在の雇用慣行を踏まえ、現行の取扱に加え、法人の同意や期間の継続といった要件を満たさない場合であっても、

- ①被共済職員である期間が1年以上であること
- ②退職金の請求を行っていないこと
- ③退職後2年以内に再び被共済職員になること

等の要件を満たす場合には、退職手当金額の計算に際し、職員の申請により、前後の期間を通算する。

※ 当該措置については、平成18年4月以降に退職した者について適用する。

ウ その他

介護保険法等の一部を改正する法律には、参議院厚生労働委員会において、以下の附帯決議が付されているところであり、各都道府県におかれては、すでに「社会福祉施設職員等退職手当共済法等の一部改正について」（平成17年8月25日付け社援発第08255001号）において周知したとおり、福祉分野における人材を適切に確保する観点から、新規採用職員を含め、退職手当共済制度への加入継続に努めるよう、経営者等関係者に周知するとともに、個々の職員に対して、どのような退職金が支給されるかについても適切に情報提供がなされるよう関係者に周知されたい。

《参議院厚生労働委員会附帯決議（平成17年6月16日）》

二十四 介護保険事業に従事する人材を適切に確保する観点から、社会福祉施設職員等退職手当共済制度への加入継続の努力を促すとともに、今回の改正により公的助成が廃止される施設等の制度改正後の新規採用職員について、中小企業退職金共済制度に加入する選択も可能となるよう必要な措置を講ずること。

(2) 関連予算

ア 平成17年度補正予算

(ア) 平成17年度において、給付人員が当初計画と比べ増加し、給付総額の不足が見込まれることとなったため、国庫補助分の不足について、平成17年度補正予算(案)により対応することとしたものである。

①給付予定人員	58,845人	→	70,411人
②給付総額	683.2億円	→	836.9億円

(イ) 平成17年度における状況

平成17年度において、退職手当金の支給が大幅に遅れているところである。遅延の主な要因としては、社会福祉施設等に従事する職員の退職が当初見込みと比べ増加したことにあるが、福祉医療機構への補助金の交付が遅い県があることも一因となっている。

本制度の円滑な実施のため、平成17年度分に係る補助金未交付の県におかれては、速やかに交付されたい。また、平成18年度以降においても特段のご配慮をお願いしたい。

イ 平成18年度予算（案）における給付予定額

①給付予定人員 69,473人

②給付総額 823.6億円

③単位数額 都道府県補助金の算定基礎となる平成18年度単位数額については、平成17年度不足額（国の平成17年度補正予算相当額）が上乗せされるため、増加が見込まれるので留意されたい。

なお、平成18年度単位数額については、平成18年度予算が成立次第お知らせすることとしている。

8 福祉人材確保対策の推進について

介護保険法の一部改正や障害者自立支援法の成立など利用者本位の社会福祉制度を構築するための改革が進められ、福祉サービスの質の一層の向上が求められている中で、それを担う質の高い人材の養成確保は、ますます重要な課題となっている。

各都道府県市におかれては、引き続き質の高い福祉人材の養成確保について格段のご配慮をお願いしたい。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士等

ア 養成施設に対する指導の徹底

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設等は、国家資格等の有資格者を養成するものであり、常に質の高い教育を行うことが特に求められるものであるが、養成施設の中には、

- ①専任教員の数が不足している
- ②教員要件を満たしていない教員がいる
- ③定員を遵守していない
- ④実習施設の変更等の必要な事務手続きを行っていない

等、不適切な運営を行っている養成施設が見受けられる。

このような現状に鑑み、平成16年11月に各地方厚生(支)局に対して各養成施設の適正な運営の確保について、各都道府県の法人指導監査部局とも連携し、指導徹底を図るよう通知を発出し、各地方厚生(支)局において、計画的・定期的な実地調査を行っているところである。

については、各都道府県市におかれては、各地方厚生(支)局との連携の強化を図っていただき、効率的、効果的な実地調査が実施できるよう地方厚生(支)局へのご協力をお願いしたい。

なお、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設については、引き続き増加傾向にあり、平成18年4月開設予定のもの等も含めると、社会福祉士養成施設は45施設57課程(定員8,876名)、介護福祉士養成施設は410施設488課程(定員27,240名)となっている。

【参考：平成18年度における新設、課程増び定員増の予定】

①社会福祉士養成施設			
新設	2施設	3課程	定員340人
②介護福祉士養成施設			
新設	13施設	14課程	定員620人
課程増		1課程	定員40人
定員増			定員110人

イ 信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士の把握

刑法違反等の信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士に対しては、厚生労働省において、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき、登録の取消し等、厳正な処分を行うこととしている。

については、広く全国的な情報を収集する必要があることから、当課としても、各地方厚生局と連携を図りながら情報を収集しているところであるが、各都道府県市におかれても、信用失墜行為を行った社会福祉士及び介護福祉士を把握したときは、速やかに当課福祉人材確保対策室に連絡をお願いしたい。

ウ 社会福祉主事の活用方策等

社会福祉主事の活用方策等については、社会福祉主事の配置の在り方及びその活用等について通知によりお示ししているので、ご配慮願いたい。

なお、社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院において、社会福祉主事任用資格を有していない都道府県又は市町村の職員で、社会福祉事業に従事している者を対象とした社会福祉主事資格認定に係る通信課程を開設しているので、当該通信課程についても積極的に活用されたい。

また、社会福祉主事全体の資質の向上を図るためには、いわゆる三科目主事の資質の向上を図ることが必要であることから、各都道府県市におかれては、三科目主事の研修課程の指針を参考とし、研修の積極的な実施に努められたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉主事の活用方策等について」（平成15年6月10日社援総発第0610001号、社援基発第0610001号）
- ・「社会福祉主事の資格に関する指定科目履修者の資質の向上について」（平成12年9月13日社援発第2075号）

エ 社会福祉士及び介護福祉士の国家試験

（ア）国家試験の実施

社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の実施に当たっては、試験地の都道府県には、種々ご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

厚生労働省としては、社会福祉サービスの質の向上等を図るために資格取得を促進し、質の高い福祉人材を養成・確保することは極めて重要な施策であると考えているので、試験地の都道府県におかれては、両国家試験の実施について、引き続きご協力をお願いしたい。

なお、近年の受験者の増加に伴って、特に、東京、大阪等の大都市部において試験会場の確保に苦慮している状況にあることから、現在、財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて試験地の拡大について検討中であり、まとめ次第該当する府県に対して個別にご相談することとしているので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

《第18回社会福祉士及び介護福祉士国家試験の概要》

① 社会福祉士国家試験

- ・ 試験日 平成18年1月29日(日)
- ・ 試験地 12都道府県15会場
(北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)
- ・ 受験申込者数 48,498人(対前年 7.2%増)

② 介護福祉士国家試験

- ・ 試験日 筆記 平成18年1月29日(日)
実技 平成18年3月5日(日)
- ・ 試験地 筆記 12都道府県45会場
(北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)
実技 12都道府県31会場
- ・ 受験申込者数 140,890人(対前年44.0%増)

※ 合格発表は、両試験とも平成18年3月31日(水)

厚生労働省及び財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、同センターのホームページ(<http://www.sssc.or.jp/>)上に合格者の受験番号を掲載する。

(イ) 介護技術講習制度の導入

介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習(介護技術講習)を修了した者については実技試験を免除する制度を平成17年度(第18回の介護福祉士国家試験)から導入したところであるが、平成18年度においては、社団法人日本介護福祉士養成施設協会及び会員養成施設のご協力により受講定員の拡大を図ることとしているので、本制度について、管内社会福祉施設、介護サービス事業者等への周知をお願いしたい。

なお、平成18年度の介護技術講習の実施状況については、社団法人日本介護福祉士養成施設協会ホームページ上に掲載されることとなっているので、併せて周知願いたい。

オ 「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」の開催（参考資料104頁参照）

「社会福祉士及び介護福祉士法」が昭和63年4月に施行されてから本年度で18年目を迎え、この間、介護福祉士の登録者数は順調に増加し、平成17年9月末現在で約47万人となっている。

一方、介護の分野においては、介護保険制度の導入、支援費制度の実施、障害者自立支援法の成立など、社会福祉制度が大きく変化してきた結果、福祉サービスの利用量は急増したものの、サービスの質の確保とそれに携わる人材の資質の向上が大きな課題となっている。

このようなことから、これからの介護を担う介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等について検討を行うため、介護に関連する有識者をはじめ、関係団体からなる検討会を設置し、第1回検討会を1月31日に開催したところである。

カ 実習施設等及び実務経験対象施設等の範囲の見直し

介護保険法の一部改正や障害者自立支援法の施行等に伴い、社会福祉士施設及び介護福祉士養成施設の各養成課程において行うことになっている社会福祉援助技術現場実習及び介護実習に係る実習施設等の範囲並びに社会福祉士試験及び介護福祉士試験の受験資格取得に必要な実務経験対象施設等について、所要の改正を行うこととしたところである。

そのため、パブリックコメント（参考資料107頁参照）を2月15日に厚生労働省ホームページにおいて掲載しているのでご参照願いたい。

(2) 都道府県福祉人材センター運営事業の推進

現下の雇用情勢は、我が国経済の順調な景気回復を背景に、昨年12月の有効求人倍率が1.0倍まで改善するなど雇用環境も徐々に改善している状況にある。

一方、福祉人材センターにおける有効求人倍率は、既に昨年8月から1.0を超えており、今後は今まで以上に福祉分野における人材確保対策を積極的に進めることが求められる。

なかでも都道府県福祉人材センター等の果たす役割は一層重要であり、無料職業紹介事業等の積極的な展開や潜在マンパワーの掘り起こしなど効果的な人材確保対策を積極的に展開されたい。

また、職業紹介事業を進めるうえでは求人・求職などの雇用関係情報の収集は極めて重要であることから、関係の職業安定機関等との情報提供等に係る連携の強化にも一層努められたい。

福祉人材センター等で行う無料職業紹介事業については、「都道府県福祉人材センター等で行う無料職業紹介事業の取扱いについて（平成18年2月17日付社援発第0217001号）」（参考資料110頁参照）により通知したとおり、あっせん対象機関等の限定を撤廃し、民間事業者が行う介護保険事業や有料老人ホームの従事者なども無料職業紹介事業の取扱対象者の範囲とすることが可能となったところである。

本通知における都道府県福祉人材センター等と職業安定機関（ハローワーク等）との情報提供に係る連携のあり方については、5月に開催される「福祉人材センター全国連絡会議」等の場を活用し、各都道府県の実情やご意見等を伺いつつ省内職業安定局とその効果的な連携策について18年度中を目途に検討し、改めて通知することとしているのでご了知願いたい。

（3）福利厚生センター事業の推進

中小規模の事業者が多い社会福祉事業の中で魅力ある職場づくりを進めるためには、とりわけ福利厚生の充実が必要であり、福利厚生センターにおいては、各種福利厚生事業の充実及び会員加入促進に努めてきたところである。

現在の我が国の経済状況や雇用情勢を踏まえると、今後は福祉分野の人材の不足が懸念されるが、このような状況の中でも社会福祉の現場が優秀な人材を確保していくためには、福利厚生面での充実が一層重要となってくることから、各都道府県におかれては、関係者に対する福利厚生センター事業の周知について一層のご協力をお願いしたい。

（4）日本社会事業大学における福祉人材の養成

日本社会事業大学は、社会福祉の単科大学（大学院）であるが、社会福祉職員として専門性を修得できるよう、社会福祉士受験資格が付与される教育課程となっており、加えて、より専門性を高めるために精神保健福祉士の受験資格や保育士、介護福祉士の資格が取得できる課程を設置しているところである。

また、平成16年4月に日本社会事業大学に設置された専門職大学院では、幅広い視野及び高度な知識・技術を持った福祉専門職業人を養成しているところであるが、平成18年度の入学試験は下記のとおりとなっているので、ご了知願いたい。

なお、平成18年度の入学試験からは、AO入試を取り入れるなど、多才な人材を募集しているので、併せてご了解願いたい。

【第Ⅲ期入学試験】

平成18年3月12日（日）

（出願期間：平成18年2月13日（月）～3月2日（木））

（5）社会福祉事業従事者に対する研修

中央福祉学院においては、今年度より社会福祉士の養成課程において重要な相談援助技術の指導を充実させるため、社会福祉施設等の現場で行う「社会福祉援助技術現場実習」の現場の指導者に対して、指導方法等に関する研修を実施しているところである。

当研修は、施設職員等が実習指導者として必要とされる相談援助技術の指導方法を修得することを目的として創設されたものであるが、養成校等の教育関係者からもその成果に大変期待が寄せられているところである。

当研修については、受講希望者数によっては、研修開催回数を増加させるなど柔軟に対応することも予定しているので、各都道府県市におかれては、当研修への参加について、管内社会福祉施設等に対して周知願いたい。なお、平成18年度の委託研修の詳細については、後日、研修要綱を発出する予定である。

また、地方自治体の福祉担当職員を対象とした社会福祉研修については、平成18年度においても、国立保健医療科学院において実施されるので、引き続き本研修の積極的な活用について、ご配慮願いたい。

9 経済連携協定に係る外国人介護福祉士の受入れについて

諸外国との経済連携協定交渉を進めていく過程で、交渉相手国から介護労働力の受入れ要望があった場合、経済連携協定締結促進の観点から、交渉相手国に限り我が国の介護福祉士資格取得など一定の要件のもとに受け入れることを、関係省庁と連携しつつ検討することとしている。

(1) 日比経済連携協定

フィリピンとの経済連携協定に関しては、平成16年11月29日に両国首脳間で、介護福祉士等の受入れの基本的枠組み（参考資料123頁参照）について大筋合意し、これに沿って更に具体的な協議・検討を行っているところである。

(2) その他諸外国との経済連携協定

タイとの経済連携協定に関しては、平成17年9月1日に両国首脳間で、「介護福祉士の受入れの可能性について、協定発効後可能であれば1年以内、遅くとも2年以内に結論に達するよう協議を継続する」ことについて大筋合意したところである。

また、インドネシアとの経済連携協定は現在交渉中であるが、介護福祉士の受入れについて関心が示されているところである。